

# 衛生関係法令に基づく申請等の経由に関する規則の一部を改正する規則の概要

(令和2年千葉県規則第26号)

健康福祉部健康福祉政策課

## 1 改正理由

- (1) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第8次地方分権一括法）が公布され、毒物及び劇物取締法の一部改正について令和2年4月1日に施行されることに伴い、所要の規定の整備を行う。
- (2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律により、覚せい剤取締法の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を行う。

## 2 改正内容

- (1) 毒物及び劇物取締法の改正に伴う条項ずれについて規定の整備を行う。
- (2) 覚せい剤取締法の改正に伴い新たな届出の受理事務を県の保健所長を経由する事務とするため、規定の整備を行う。また、同法改正に伴う文言整理及び条項ずれについて規定の整備を行う。

## 3 施行年月日

令和2年4月1日